

家族法制部会第3回会議・議事速報

令和3(2021)年5月25日、法制審議会・家族法制部会の第3回会議が、法務省内で開催された(ウェブ会議システムを併用して開催)。第2回会議から委員・幹事の構成に変更はなく、今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

第3回会議では、まず、第2回会議に引き続き、複数の参考人を招き、ヒアリングと質疑応答が実施され、その後、部会資料3に基づく審議等が行われた。なお、議論に資するものとして、委員及び関係省庁から、海外の民事法制度等の状況、国内における離婚後の子の養育等の実情、関係省庁による支援事業の取組事例等に関する資料が提供された。

参考人からのヒアリングは二部制で実施され、合計5名からのヒアリングが行われた。ヒアリング対象者の氏名については、本ホームページに掲載している。

第一部では、主に父母の離婚やそれに伴う子の養育の問題に関する支援の観点から、ひとり親家庭の支援の現場に携わっている関係者、離婚後の子の養育問題に関する相談・支援の現場に携わっている関係者、離婚後の子の養育問題に関して積極的な行政支援を進めている地方公共団体の首長及び家事紛争に関する民間ADRサービスを提供している関係者(元家庭裁判所調査官)の合計4名から、離婚に伴う子の養育に関する我が国の実態や課題、支援の実情等についてのヒアリングが実施された。

第二部では、これまでの部会で参考資料として提供された複数の実態調査結果等についての理解を深めるため、家族の問題に関する実態調査の実績を有する家族社会学の研究者から、これら実態調査結果等について、サンプル等の基本的情報の整理や各結果の分析・評価等のヒアリングが行われた。

以上の合計5名のヒアリングについては、それぞれ、参考人と委員・幹事との間で活発な質疑応答もなされた。

これらのヒアリングの後、部会資料3に基づき、養育費に関する問題と面会交流に関する問題のそれぞれに関する論点についての審議が行われ、同資料「第2」部分を中心に、養育費と面会交流との関係や相違点、それぞれの法的概念を検討・整理する意義や必要性等について様々な意見が出された。その審議の際には、我が国におけるDV問題の実態やDV対策の今後の在り方に関する議論等について説明がされた。

その上で、部会の今後の進め方について意見交換が行われ、次回の第4回会議では、まず、父母の離婚に伴う子の養育の在り方について、これまでに実施したヒアリングの結果等を踏まえた意見交換を行うこととし、その上で、部会資料3の残りの部分についての調査・審議を行う予定とすることとされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。